

第6次鶴ヶ島市総合計画後期基本計画を策定します ～皆さんの意見をお聞かせください～

問合せ先 政策推進課政策担当

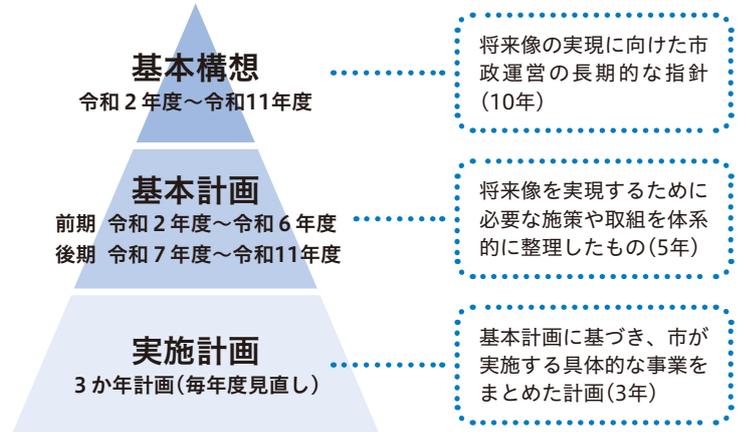
総合計画ってなんだろう？



総合計画は、10年先を見据えて、これからの鶴ヶ島市をどのようなまちにしていくのかを描いた「まちづくりの指針」となるものです。

市では、昭和47年に初めて総合計画を策定して以来、約10年ごとに新しい計画を策定し、計画的にまちづくりを進めてきました。

令和元年度に第6次総合計画を策定し、前半の5年を前期基本計画の計画期間と位置づけ、市の将来像実現に向けて各取り組みを実施しています。引き続き市政運営を計画的に進めていくため、令和7年度からの5年を計画期間とする後期基本計画を策定します。



将来像の実現に向けた計画の推進

後期基本計画策定においては、今後の展望を見据えながら、デジタル技術の進展、ゼロカーボンに向けた取り組みの広がりなど、新たなニーズを捉えつつ、市の将来像「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」の実現を目指します。

皆さんの意見・提案をお聞かせください

今後、様々な機会を設けて、身近な生活に関する課題などについて皆さんの意見を伺います。

また、後期基本計画の策定過程を随時ホームページや広報紙などでお伝えしていきます。

提出期間 計画策定まで
提出方法 専用フォーム、☎271・1190
✉10200010@city.tsurugashima.lg.jp
または郵送〒350-2292(住所不要)政策推進課宛

その他 様式は自由。
件名に「総合計画について」と記載してください。



詳細はこちら

転出入者向けアンケート調査にご協力ください

この調査は無記名で回答していただくものであり、その結果は統計的(グラフなどの数値)に処理し、計画策定の基礎資料として活用します。

個人が特定されることや他の用途に使用するなどのご迷惑をお掛けすることはありませんので、ご協力をお願いします。

対象 令和4年4月1日～令和5年3月31日までに市内から転出および市内へ転入された18歳以上の方から2300人を無作為に抽出

調査期間 8月中
調査方法 郵送またはインターネットによる回答
※ 該当者には8月中に調査票を郵送します

市民意識調査にご協力ください

皆さんの意見を聞かせていただくため、市民意識調査を行います。この調査は無記名で回答していただくものであり、その結果は統計的(グラフなどの数値)に処理し、計画策定の基礎資料として活用します。個人が特定されることや他の用途に使用するなどのご迷惑をお掛けすることはありませんので、ご協力をお願いします。

対象 市内在住の18歳以上の方から2000人を無作為に抽出
調査期間 8月中
調査方法 郵送またはインターネットによる回答
※ 該当者には8月中に調査票を郵送します



鶴ヶ島市職員募集

問合せ 人事課人事担当

市では、令和6年4月1日付で採用予定の市職員の採用試験を行います。

採用職種
 【一般行政職】事務・都市環境デザイン(土木)・建築・福祉・学芸員・障害者対象

採用人数
 全職種合計15人程度

受験資格 市ホームページをご覧ください。

第1次試験日 9月17日(日)

※ 採用試験案内は市役所で配布しているほか、市ホームページからダウンロードする



申込はこちら



詳細はこちら

ことができます

申込期限 8月10日(木)まで

申込方法 市ホームページから電子申請(24時間受付)

埼玉県知事選挙のお知らせ

問合せ 選挙管理委員会

選挙のお知らせを広報7月号および市ホームページに詳しく掲載していますので、ご覧ください。

選挙公報は8月4日(金)までに新聞折込みでお届けします。また、市役所、若葉駅前出張所や市民センターなどでも配布するほか、市ホームページでも公開します。

投票
日時 8月6日(日)7時～20時

開票
日時 同日20時45分～

場所 鶴ヶ島中学校体育館

投票は私たちの大切な権利です。必ず投票しましょう。



市HPはこちら



投・開票の速報はこちら

※ 参観人は人数制限があります

投・開票速報サービス
投票速報 当日9時頃～
開票速報 当日22時頃～

坂戸・鶴ヶ島消防組合職員を募集します

問合せ 坂戸・鶴ヶ島消防本部 ☎281・3119

新採用職員活躍中！

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、4月1日に新採用職員8人を迎えました。消防活動の基礎を学ぶ訓練を終え、現在はそれぞれ配属された消防署に勤務し火災出場など第一線で活躍しています。



採用職種・人数
 消防職員 3人程度(消防2人・救急救命士1人)

受付期間 8月1日(火)～18日(金)8時30分～17時15分

郵送 8月15日(火)消印有効

受付場所 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部総務課

1次試験 9月17日(日)

試験方法 SPI3・面接

※ 駐車場なし

※ 申込方法など詳しくは組合ホームページまたは消防本部総務課で配布している募集案内をご覧ください

申込はこちら

受験資格

- ① 大学を卒業または令和6年3月までに卒業見込みで、平成10年4月2日以降に生まれた方
- ② 短期大学(専修学校を含む)を卒業または令和6年3月までに卒業見込みで、平成12年4月2日以降に生まれた方
- ③ 高校を卒業または令和6年3月までに卒業見込みで、平成14年4月2日以降に生まれた方
- ④ 右記①または②の条件を満たし、救急救命士免許取得者または令和6年春までに取得見込みの方

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」を支給します

問合せ 3万円給付金コールセンター ☎298・5277

対象と思われる世帯に、「給付金支給要件確認書」を8月1日(火)から順次送付します。同封の記入例を参考に、対象要件に合致することを確認の上、返信してください。

対象世帯 基準日(令和5年6月1日)において、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

次の方は、市で非課税世帯であるか確認できないため、確認書は届きません。支給を希望する方は、ホームページまたは、3万円給付金コールセンターの窓口で必要書類を確認の上、申請してください。

①令和5年1月2日以降に複数回転入・転出し、右記の対



象世帯に該当する世帯

②未申告の世帯(世帯の全員または一部の方)

支給額 1世帯当たり3万円(1世帯1回限り)

※ この給付金は差押禁止等および非課税です

申請期限 11月10日(金)(必着)

提出先 市役所2階3万円給付金コールセンター

肥料価格高騰などに対する支援を実施します

問合せ 産業振興課農政担当

肥料・飼料・燃油費などの軽減を図り農業生産を支援するため、市内の販売農家に5〜50万円の支援金を交付します。

対象 市内に住所または主たる事業所を有する個人営農者および農業法人

申請期間 8月1日(火)〜10月31日(火)

申請方法 産業振興課農政担当

当へ申請書を提出

※ 支援金には交付要件があります

※ 交付要件や提出書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください

政担当までお問い合わせください



ひとり親家庭への医療費助成・手当があります

問合せ こども支援課子育て支援担当

ひとり親家庭などを対象に、ひとり親家庭等医療費助成制度や、児童扶養手当の制度があります。

対象 対象児童の属する、ひとり親家庭または準ずる家族(所得制限あり)

期間 対象児童が18歳(一定の障害がある場合は20歳)に達した日の属する年度の3月31日まで

ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭などの保険診療の一部負担金を助成します(医療保険加入者が対象)。

児童扶養手当

子どもの人数や所得などに応じた手当を支給します。

児童扶養手当の現況届を提出してください

児童扶養手当の認定を受けている方(手当支給停止中の方を含む)は、現況届の提出が必要です。

現況届は、年1回、手当の支給要件に該当しているかを確認するものです。提出がない場合は、11月分以降の手当が受けられなくなります。

手続きが必要な方には案内を送付しますので、記載されている必要書類を持参の上、8月中にこども支援課窓口にお越しください。

特別児童扶養手当の所得状況届を提出してください

問合せ 障害者福祉課障害者福祉担当

特別児童扶養手当を受給している方は、8月中に所得状況届の提出が必要です。

この届は、引き続き手当の支給要件に該当しているかを確認するものです。提出がない場合は、8月分以降の手当を受給できませんので、必ず提出してください。なお、支給停止中の方も必ず提出してください。

手続きが必要な方には案内を送付します。記載されている必要書類を持参の上、障害者福祉課の窓口にお越しいただきます。

提出期限 8月31日(木)必着



ひとり親の方へのさまざまな支援制度があります

問合せ 子ども支援課子育て支援担当



お困りごとに合わせて、各制度をご利用ください。それぞれ支給要件などがありますので、市ホームページをご確認の上、子ども支援課子育て支援担当にご相談ください。



市HPはこちら

たとえばこんな困りごと

こんな支援制度があります

- 子どもの養育費を補助してほしい……………➔ 児童扶養手当 ⇒ p12
- 子どもの医療費を補助してほしい……………➔ ひとり親家庭等医療費助成 ⇒ p12
- 子どもの就学・就職・結婚などで、一時的に資金が足りない……………➔ 母子および父子並びに寡婦福祉資金
- 就職のために教育訓練を受けたい……………➔ 自立支援教育訓練給付金⇒下記①
- 看護師や介護福祉士などの資格を取得したい……………➔ 高等職業訓練促進給付金⇒下記②
- ひとり親の悩みや困りごとを気軽に話せる場が欲しい……………➔ 鶴ヶ島市ひとり親福祉会、ひとり親家庭相談会⇒ p21

① 自立支援教育訓練給付金

※ 必ず事前に相談が必要です

ひとり親家庭の親が、指定教育訓練講座を受講した場合、受講料の60%相当額(上限20万円)を受講修了後に支給します。

対象者 市内在住で次の①から④までの条件をすべて満たしているひとり親家庭の方

- ①児童扶養手当受給者、または同等の所得水準の方
- ②20歳未満の児童を扶養している方
- ③過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方
- ④受講される講座が仕事に必要な方

対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

支給金額 経費の60%相当額(支給上限20万円)

- 支給額が1万2000円を超える講座が対象
- 専門実践教育訓練給付金の指定教育講座を受講する方は[20万円×修業年数]が上限



指定講座
厚生労働省HP

申請までの流れ

給付金支給までの流れ



② 高等職業訓練促進給付金

※ 必ず事前に相談が必要です

ひとり親家庭の親が、資格取得のため1年以上(一部の場合6か月以上)養成機関で修業する場合に支給します。

対象者 市内在住で次の①から④までの条件をすべて満たしているひとり親家庭の方

- ①児童扶養手当受給者、または同等の所得水準の方
- ②20歳未満の児童を扶養している方
- ③就業または育児と、修業との両立が困難と認められる方
- ④過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない方

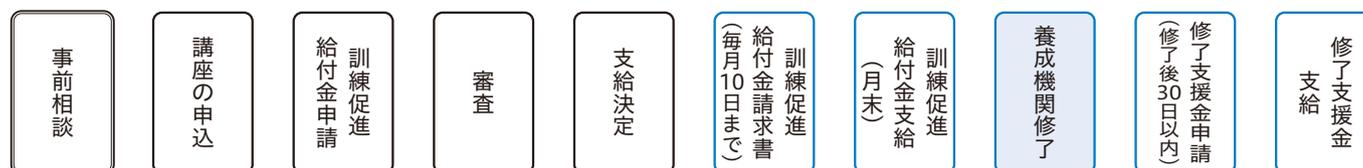
対象資格 看護師(准看護師)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士などの国家資格、シスコシステムズ認定資格・LPI認定資格などのデジタル分野などの民間資格

支給金額

- ①訓練促進給付金(修業期間中(上限48か月)に給付)
 - 毎月7万500円(市民税非課税世帯の場合は毎月10万円)
 - 最終学年在籍時は、毎月11万500円(市民税非課税世帯の場合は毎月14万円)
- ②修了支援金(養成機関を修了した際に給付)
 - 2万5000円(市民税非課税世帯の場合は5万円)

申請までの流れ

給付金支給までの流れ



インクカートリッジを回収しています

問合せ先 生活環境課環境推進担当

市では、ごみの減量と資源の再利用に向けた5Rの普及啓発活動に積極的に取り組み、ゼロカーボン推進するため、使用済のインクカートリッジを回収しています。

市役所1階ロビーにインクカートリッジ回収箱を設置しています。ご家庭に使用済のインクカートリッジがありましたら、来庁の際にお持ちください。

身近なりサイクルにご協力をお願いします。



- 注意事項**
- ・未使用のインクカートリッジを回収するものではありません
 - ・トナーカートリッジは回収対象外です
 - ・ごみを入れないでください

パソコンはごみに出せません

問合せ先 生活環境課環境推進担当

パソコンは、ごみ集積所に出すことができません。また、分解して川角リサイクルプラザに持ち込んでも、受け入れはできません。パソコンの処分については、各メーカーの窓口へ依頼するか、メーカーが不明の場合は「パソコン3R推進協会」(☎03・5282・7685)にご連絡ください。

また、市では1月頃に「処理困難物一斉有料回収」を実施する予定です。パソコンは無料で回収を行いますので、ぜひご利用ください。

～パソコン処分の流れ～

- ①二次元コードからメーカーの処分申込み窓口を確認
- ②メーカーに回収を申し込み
- ③メーカー所定の方法で料金を支払う
- ④メーカーから輸送伝票が送付される
- ⑤データを消し、パソコンを梱包する
- ⑥郵便局持込みまたは戸別集荷で発送する



パソコン3R推進協会
HPはこちら

人権擁護委員を紹介します

問合せ先 総務人権推進課庶務人権担当

市には、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が5人います。

うづきかずみ
宇津木和美さん

あらいよした
新井義忠さん

ねぎよしこ
根岸芳子さん

きただまかえ
岸田栄さん

いしうしんじ
伊藤眞二さん

人権擁護委員は、地域の皆さんが人権について関心を持ち、その理解を深めてもらうために様々な啓発活動を行っています。

また、あらゆる人びとの人

大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額措置

問合せ先 税務課資産税担当

一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化につながる大規模修繕工事が完了した翌年度分の固定資産税額を減額します。

対象 築20年以上で10戸以上のマンションなど

工事期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日

減額内容 工事を完了した翌年度分の家屋の固定資産税額(1戸当たり100㎡相当分を上限)の3分の1を減額

申請方法 工事が完了した日から3か月以内に、必要書類

を添付のうえ、申告書を提出してください。

※ 対象となるマンションの要件や提出書類について詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。

資産税担当までお問い合わせください



国土交通省HPはこちら



市HPはこちら



権を守るため、毎日の暮らしの中で起こる人権に関する問題(いじめ、虐待、差別問題など)に対し、法務局や市役所などで人権相談を行っています。相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

人権相談の日程は、広報の8月の相談(25ページ)および市ホームページに掲載しています。



申込はこちら